

ふじみ野市議会議員政治倫理条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(市の工事等に関する遵守事項)</p> <p>第4条 議員及びその配偶者が経営する企業並びに議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市等が行う請負契約等(各会計年度において当該企業が支払を受ける当該請負契約等の対価の総額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2に規定する額を超えない場合を除く。)を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(市の工事等に関する遵守事項)</p> <p>第4条 議員及びその配偶者が経営する企業並びに議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市等が行う請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>